介護サービスの種類について

介護保険制度では、加齢に起因する疾病等により介護が必要な状態となっても、出来る限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、 保健医療サービスや福祉サービスを総合的かつ効率的に提供することとされています。

介護保険制度において提供されるサービスは、対象者の介護が必要な程度に 応じて、要介護状態の方が受けることができる「介護(給付)サービス」と、 要支援状態の方が受けることができる「介護予防サービス」の2つに大別され ます。

また、各市町村が指定・監督権限を有する「地域密着型サービス」では、原則としてサービス利用は当該市町村の被保険者の方に限定されており、より身近な場所(日常生活圏内)で、利用される方のニーズに対応したサービス提供が可能となっています。

それぞれのサービスの詳細は、以下のとおりとなります。

